

台湾向け食品の輸出に関する産地証明について

2015年6月5日

さいたま商工会議所

原産地証明書は貨物の原産国を証明する書類であり、都道府県の「産地」を証明する書類ではありませんが、今般の台湾における日本産食品への輸入規制に対し、当所では当面の特例措置として、台湾衛生福利部食品薬物管理署（FDA）から要求される場合には、原産地証明書に産地（都道府県名）を記載することを許容いたします。

なお、本様式の有効性は商工会議所が保証するものではなく、現地税関が最終的に判断することとなりますので、ご了解いただいたうえ、ご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 【記載方法】

産地を記載する場合は、原産地証明書の「6.Remarks」欄に記載

（記載例）

Place of Manufacture: Saitama Pref.

Place of Production: Hyogo Pref.

Catching area: Hokkaido

2. 【根拠書類の提出】

- ・ 典拠インボイスにも上記例と同様に産地を記載
- ・ 典拠インボイスに加えて、産地を示す根拠資料を提出

（根拠資料例）※いずれも原則、発行者の社印が押印されたもの

- ・ 製造証明書
- ・ 加工証明書
- ・ 各地漁協発行の出荷票（産地が記載されたものに限る）

3. 【その他】

- ・ 上記は当面の措置のため、今後の情勢によっては事前通知なしに変更する場合があります。
- ・ 日本商工会議所では、サイン証明を活用した産地証明について、引き続き台湾当局でご検討いただけるよう、日本政府を通じて働きかけていく予定です。

（サイン証明活用のご参考）

[2011年8月15日「シンガポール向け産地証明（サイン証明）の認証について」](#)

以上

【本件担当】

さいたま商工会議所 産業振興課（担当：原田）

TEL 048-641-0084

FAX 048-643-2720